

2015年版不公正貿易報告書及び経済産業省の取組方針について(平成27年5月27日公表)

平成27年5月

通商政策局国際法務室• 通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」を活用した通商紛争解決の取組

不公正貿易報告書

- ○外国政府の貿易措置について、専門家(産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会、 委員長:浦田秀次郎・早稲田大学教授)が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- ○1992年以来、毎年公表。2015年版で24回目。
- 〇米国(外国貿易障壁報告書)、EU(貿易・投資障壁報告書)も、同様の報告書を定期的に公表。

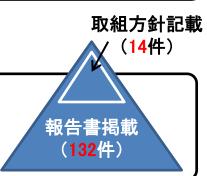




経済産業省の取組方針

〇「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向け優先的に 取り組む案件を選定。あわせて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。

〇これにより、産業界・同一関心を有する外国政府との連携も促進。



無用な貿易摩擦の回避

措置の問題点を 指摘・公表

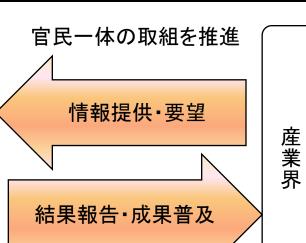
外

/国政府

同じ問題意識を有する 各国とも連携

経済産業省の取組

- ・外国政府の貿易措置の国際ルール 整合性の調査
- 対処方針の立案
- ・二国間での是正申入れ
- ・多国間の場での問題提起
- ·WTO等の紛争解決手続の活用



2015年版不公正貿易報告書のポイント

○<u>18か国・地域</u>を対象として、<u>合計132の措置</u>の国際ルール上の問題点を指摘。 このうち、新規掲載は**9件**(2014年版は8件)。



中国	日本製光ファイバー母材に対するAD措置		
	銀行業IT機器セキュリティ規制		
	化粧品ラベル規制		
	化学物質規制		
インドネシア	外国企業の参入障壁となる玩具規制		
フィリピン	未加工鉱石に対する輸出規制		
イスラエル	タイヤ規制		
エクアドル	自動車輸入総量規制		
その他(中国・マレーシア等)	フラットパネルディスプレイに対するITA違反		





〇以下の特集記事を新規掲載。

- 関税評価にかかる近時の問題点 (関税評価に関する近時の問題類型を法的に分析し、ありうる対応策を提示。)
- 中国レアアース問題とWTOルール (2014年8月に公表された上級委報告書の判断、本件問題の経緯や意義について解説。)
- 補助金協定における政策目的の考慮可能性 (WTO補助金協定において、補助金の政策目的を考慮することの必要性を問題提起。)
- 鉄鋼業界等における過剰生産能力問題 (鉄鋼業界等における過剰生産能力における現状や問題、これに対する政府の取組みを紹介。)

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針(主な進捗状況)

2014年版取組方針

1. WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・ 多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- ━ インドネシア:・鉱物資源輸出制限措置の是正
 - ・新産業法・新通商法及び関連規制のWTO 整合的な実施の確保
- ロシア: 混合税(従価税と従量税の組合せ)課税等による関税の譲許率違反
- ブラジル: 工業品税等の内外差別的な制度・運用の 是正
- 2. WTO紛争解決手続を開始したもの
- 中国: •原材料(レアアース等)輸出規制措置の是正
 - ・日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
- **アルセンチン: 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正**
- ── ウクライナ:乗用車に対するセーフガード措置の是正

3. WTO勧告の早期履行を求めていくもの

- 米国:ゼロイングの確実な廃止
- ★ カナダ: オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の 電力固定価格買取り制度に係るローカルコン テント義務の撤廃

2015年版取組方針

- 1. WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・ 多国間協議を通じて問題解決を図るもの
- 中国:銀行業IT機器セキュリティ規制の是正(新規)
- インドネシア:・鉱物資源輸出制限措置の是正
 - ・新産業法・新通商法及び関連規制のWTO 整合的な実施の確保
- ロシア: 混合税(従価税と従量税の組合せ)課税等による関税の譲許率違反
- ▼ ブラジル:工業品税の内外差別的な制度・運用の是正
- 2. WTO紛争解決手続を開始したもの
- ウクライナ:乗用車に対するセーフガード措置の是正
- 3. WTO勧告の早期履行を求めていくもの
- 🖊 中国:原材料(レアアース等)輸出規制措置の是正
- ▶ 米国:ゼロイングの確実な廃止
- → アルゼンチン:幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

など

▶ 本件は、履行がなされ解決

2014年の取組方針掲載案件のうち、以下の案件は下記の成果があった。



カナダ:オンタリオ州の再生エネルギー固定価格買取制度における州産品優遇

成果ポイント

¦2014年7月、オンタリオ州議会において、ローカルコンテント要求を削除する改正電力法が成立し、 いVTO勧告が履行された。

措置の概要

◆ 2009年5月、カナダ・オンタリオ州は"Green Energy Act"を制定し、再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度(Feed in Tariff(FIT))を創設。同制度で買取対象の電力は「オンタリオ州内で一定割合以上の付加価値が加えられた発電設備で発電されたものでなければならない」と規定(ローカルコンテント要求)されたことから、GATT第3条第4項(内国民待遇)・TRIMs(貿易に関連する投資措置に関する協定)第2条に違反。

- 2010年 9月、WTO協定に基づく協議要請を実施。翌10月、二国間協議を実施。
- 2011年 6月、協議でカナダ側から前向きな回答が得られなかったため、パネル設置を要請。翌7月、パネル設置。
- 2012年12月、パネル報告書公表(日本の主張を概ね認め、カナダに是正を勧告)。2013年2月、カナダが上訴。
- 2013年 5月、上級委員会報告書公表(パネル判断を支持し、日本の主張を認めた)。
- 2013年 7月、我が国とカナダは、履行期限を2014年3月24日とすることで合意。
- 2014年 3月、ローカルコンテント要求を削除する改正電力法を州議会へ提出していたことから、履行期限を2014年 6月5日までに延長することで合意。
- 2014年 6月、改正電力法案審議が終了する前に州議会が解散し、同法案は廃案となったものの、カナダは一方的に 履行を宣言。我が国及びEUは強い懸念を表明し、働きかけを継続。
- 2014年 7月、改正電力法案がオンタリオ州議会へ再提出され、改正電力法が成立。

取組状況

本規制の詳細を今後精査するとともに、運用を注視する。引き続き、関係国・関係事業者と協力し、 二国間協議やTBT委員会を含む各種WTO委員会の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

措置の概要

- ◆ 2014年9月3日、中国政府(銀行業監督管理委員会、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報部)は、
 - ①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、
 - ②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することを内容とする「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」(以下「指導的意見」という。)を発出した。
- ◆ 2014年12月26日、指導的意見を受け、銀行等が使用する情報通信技術に関連する製品やサービスに関して、中国国内の知的所有権に基づく製品の使用、中国独自の基準に基づく評価・認証、国境を越えたデータ流通の妨げとなる仕様の導入等を要求することを内容とするガイドラインをごく限られた一部の利害関係者に対してのみ発出した。
- ◆ 2015年2月12日、関連要件において「国別差別」は存在しないとの文言を含む、ガイドラインの補足説明を公表した。
- ◆ 本指導的意見及びガイドラインは、銀行業におけるIT製品に関する強制規格である蓋然性が高いが、TBT通報がなされていないだけでなく、パブリックコメントの手続にも付されていない。また、最も重要なガイドラインは公開されていない。
- ◆ 仮に中国国内の知的所有権に基づく製品の使用や中国独自基準に基づく認証等が義務付けられる場合には、海外産品に 対する不利でない待遇の確保(内外無差別の原則)を義務づけるTBT協定第2.1条等に違反するおそれがある。また、これ らの義務は、正当な目的(中国における銀行業に必要なセキュリティレベル)の達成のために必要以上に貿易制限的である 場合には、TBT協定第2.2条に違反するおそれもある。

- 2015年3月3日、情報通信機器業界5団体が連名で、中国政府に対し本制度への懸念を伝達すべく意見書を提出。
- 2015年3月13日、我が国政府からも中国政府に対して、我が国の懸念について申入れを行った。
- 2015年3月18日、TBT委員会3月会合において、米国·EU·カナダと共同で本件に対する懸念を表明。

取組方針

取組方針

¦ WTO紛争解決手続を通じて、措置の撤廃・是正を求めていく。2015年2月、パネル報告書配布。 ¦2015年5月20日、日本はいくつかの法的論点について上訴を行った。

措置の概要

- ◆ 2012年11月8日、中国商務部は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査について、AD課税を行う最終決定を公告(今後、5年間AD課税を賦課)。
- ◆ 本件AD措置は、日本の輸出製品のほとんど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値特殊 鋼で、中国内で競合関係は存在せず、中国産業への損害はないにもかかわらず損害を認定するなど<u>損害・因果関係の認定</u> に誤りがあり、また、重要事実開示が不十分など調査手続に瑕疵があるため、WTO・AD協定に違反する可能性が高い。

パネルの判断

■ 損害及び因果関係について

ダンピング輸出による中国国内産業への損害・因果関係の認定に際し、①日本産の高性能ステンレス継目無鋼管と国内産の同種産品の価格の比較可能性を十分精査していないことや、②ダンピング輸入と中国国内産業への損害の因果関係を認定する際に、日本からの輸出品と国内産品とでは性能・グレード・用途に違いがあるにもかかわらず、そうした差異を適切に考慮していない点等がアンチダンピング協定に整合しない。

■ 手続面について

本件措置は、手続面でも、重要事実の開示その他の点に不備があり、アンチダンピング協定に整合しない。 ※他方、損害・因果関係の認定等についての日本の主張は一部認められず、また主張の一部は判断されなかった。

- 2011年 9月 8日、中国商務部がAD調査開始を公告
- 2012年11月 8日、商務部が最終決定を公告 12月20日、日本政府から中国政府に対し、WTO二国間協議の実施を要請
- 2013年 4月11日、日本はWTOに対しパネル設置を要請、5月パネル設置、8月EUがパネル設置要請し、同月パネル設置
- 2015年2月13日、<u>損害・因果関係認定や手続に関し中国の違反を認める</u>パネル報告書が加盟国へ配布 2015年5月20日 我が国の主張が認められなかった上記一部論点について、上級委員会に上訴

中国:レアアース等の輸出制限措置

成果ポイント

措置の概要

- ◆ 中国は1999年以降、重要戦略的資源であるレアアース、タングステン、モリブデンにつき、順次輸出数量制限を導入。また、2006年以降、輸出税を賦課(最大25%)。
- ◆ 2010年7月、中国商務部は2010年下半期のレアアース輸出枠を大幅削減。同年9月以降、中国から日本へのレアアース輸出が停滞。

上級委及びパネル報告書の概要

■ 輸出税について

中国の輸出税は、中国加盟議定書11条3項に規定される輸出税の賦課禁止に抵触する。中国は、中国加盟議定書11条3項との関係ではGATT20条(正当化事由)を援用することはできない。仮に援用できたとしても、中国の輸出税はGATT20条(b)項に規定される環境保護のために必要な措置とはいえず、正当化されない。

■ 輸出数量制限について

中国の輸出数量制限はGATT11条1項に規定される数量制限の禁止に抵触する。当該輸出数量制限は、GATT20条(g)項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえず、正当化されない。

■ 貿易権の制限について

中国の最低資本金及び輸出実績要求といった貿易権の制限は、中国加盟議定書5条1項及び作業部会報告書83条、84条に規定される貿易権の制限の禁止に抵触する。当該貿易権の制限は、GATT20条(g)項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえず、正当化されない。

- 2010年以降、閣僚級等ハイレベルで二国間外交協議を累次にわたり実施。
- 2012年3月、レアアース、タングステン、モリブデンの3品目について、米国・EUとともにWTO協定に基づく協議を要請。
- 2012年6月、米国·EUとパネルの設置を要請、同年7月、パネル設置。
- 2014年3月、パネル最終報告書が公表。2014年4月、中国及び米国が上訴。
- 2014年8月、上級委最終報告書が公表され、日米欧の主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はGATT及び中国加盟議定書に違反するとした。
- 2014年12月、措置是正に関する履行期限を2015年5月2日とすることで、日米欧と中国が合意。
- 2015年1月、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出数量制限を撤廃。
- 2015年5月、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税を撤廃。

インドネシア:鉱物資源の輸出規制

取組方針

¦引き続き、二国間協議やWTOの枠組みを活用して、強く改善・是正を働きかける。資源ナショナリズム¦ !的動向は、中長期的には他国に波及することも懸念。

措置の概要

- ◆ 2008年12月鉱業法の改正(新鉱業法)が国会で可決され、2009年1月に大統領の署名を経て公布された。
 - ①高付加価値化・国内精錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で精錬・精製を行うことを義務づけ、2014年1月以降未精錬鉱石の輸出を禁止。

②輸出税:輸出許可制

銅精鉱やスライム(副産物)については、2017年1月まで輸出禁止が延期されたが、その間輸出許可制(製錬所建設のコミットメント等の条件を満たす必要がある)が採られ、かつ銅精鋼に対しては輸出税(最大60%まで逓増)が賦課される。

- ③国内供給優先義務
 - 生産販売量の一定割合を国内で販売することを義務付け。
- ◆ <u>新鉱業法に基づく未加工鉱石の輸出制限措置は、GATT第11条1(数量制限の一般的廃止)に違反の可能性</u>がある。

対応状況

- 高付加価値化義務及び未精練鉱石の輸出禁止について、2011年以降、インドネシア政府に対して、WTO物品理事会、TRIMs委員会等のWTOの各委員会等の場において、米国やEUと連携して継続的に措置の是正を要請。
- 二国間でも、インドネシアの新政権発足(2014年10月)以降も含めて、累次にわたる事務レベルの働きかけに加えて、 首脳レベル、閣僚レベル等ハイレベルの働きかけを継続的に実施し、当該規制の再考を要請。

インドネシア:新産業法・新通商法及び関連規制

取組方針

取組方針

新産業法・新通商法の概要

- ◆ 新産業法
- 2013年12月、国会で可決。効率的な資源利用、産業構造強化等を目的とし、国家産業政策、産業資源開発、産業振興 策等について規定。天然資源の輸出禁止・制約及び国内供給確保措置、国内産品の使用義務づけ、国内産業に対する 資金援助の実施等を規定。
- ◆ 新通商法 2014年2月、国会で可決。各種通商関連規制を包括的に規律し、政府の貿易関連権限を強化。国内産品使用義務付け

ライセンス制度、(天然資源に限定されない)輸出入の禁止・制限、一定の物品の量や価格の統制、国際貿易協定の見 直し等を規定。

国家規格の義務付け、労働者の適格性基準等に関する規定がある。その他にも、ラベリング規制、輸出入一般に対する

◆ <u>新産業法・新通商法ともに、WTO協定との整合性について疑義のある条文が見受けられる</u>。両法律はほぼ全ての条文において詳細は細則に委ねられていることから、今後の細則の制定状況に注意していく。

両法と関連する可能性のあるインドネシアのWTO非整合的な既存措置

- ◆ ショッピングセンター等に対するローカルコンテント要求 (取扱物品の数量・種類の80%以上を国産品とすることを義務付け)
- ◆ その他:ラベリング規制、中古品の輸入禁止 等

対応状況

● 二国間協議に加えて、WTO物品理事会やTRIMs委員会等において、米国やEUと連携して、新産業法・新通商法、ショッピングセンター等に対するローカルコンテント要求等について、累次にわたり懸念を表明。

取組方針

取組方針

¦今後、EUの提起したパネル手続に第三国参加し、是正を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年8月、ロシアはWTOに加盟し、GATT第2条により、譲許税率を超える関税を課さない義務を負っている。
- ◆ しかし、実行税率が譲許税率を超えているケース(チーズ、紙パルプ、中古車など約200品目)があり、一部品目について日本企業に多額の過払いが発生。具体的には、ロシアの実行税率は、「20%ただし容量1リットルあたり0.24ユーロを下回らない」との但し書きが付いており、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超える関税が課され、輸入者(日系現地法人)に多額の過払いが発生。
- ◆ なお、実行税率は年々、引き下げられているが、依然として過払いが発生。
- ◆ 譲許税率より高い関税を課しており、本措置は、GATT第2条(譲許表)に違反する可能性がある。

(例)容量340リットル超の大型冷蔵庫

ロシアのWTO譲許税率と実行税率は、下記のとおり。

	2012年8月~	2013年9月~	2014年9月~	2015年9月~	2016年9月~		
譲許税率	20%	18.3%	16.7%	15%	13.6%		
実行税率	20% <u>ただし容量1リットルあた</u> り0.24ユーロを下回らない	18.3% ただし容量1リットルあたり0.16ユーロを下回らない(※1) (※1)2013年10月19日より施行	16.7% <u>ただし容量1リットあた</u> り0.13ユーロを下回らない				

対応状況

- WTO物品理事会や2013年4月の日露政府間委員会貿易投資分科会議長間会合等で問題提起。また、2013年8月のロシアとの二国間協議で、経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、即時の措置是正を要求。
- 2013年9月及び10月、及び2014年9月に行われた実行税率の引下げにより、被害額は緩和されたものの、依然として 一部譲許税率違反が残っていたことから、EUが2015年2月にパネル設置を要請、同年3月にパネルが設置された。
 我が国は、本パネル手続に第三国参加。



ブラジル: 工業品税等の内外差別的な運用

取組方針

取組方針

引き続き二国間協議やWTOの枠組みを活用し、措置の是正・撤廃を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年10月、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対する工業品税(IPI)30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、①燃費基準の達成、②ブラジル国内での製造工程の実施、③国内研究開発等への投資等の要件を満たした場合に、ローカルコンテントの使用率に応じた「IPIクレジット」を与え、最大30%の現在を認める自動車政策(イノバール・アウト)を発表。要件を満たしたメーカーには、4,800台を上限として輸入車の減税枠も与えられる。
- ◆ 情報通信機器など幅広い分野においても、ローカルコンテント要求に関連付けた税優遇措置の拡大が見られる。
- ◆ 当該一連措置は、税の免除という利益を受ける上で輸入品を不利に扱っており、GATT第3条(内国民待遇義務)に、ローカル コンテントの利用を奨励している点でGATT第3条及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条(b)号等に抵触する可能性がある。

イノバール・アウトへの認可条件

- ①2017年10月までに所定の<u>燃費基準の達成</u> (2017年新車燃費を2012年比で12%程度改善)
- ②組み立て、プレスなど国内での一定の自動車製造工程の実施
- ②祖み立て、フレスなと国内での<u>一足の自動早製造工程の美施</u> ③一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への
- 投資
- 4 ④省エネラベルプログラムへの参加



参加企業に与えられる税制優遇措置

①認可企業がブラジル国内で生産する自動車に対して、<u>ローカルコンテントの使用率に応じた「IPIクレジット」を与え、IPIを</u>最大30%減税。

②参加企業が輸入する自動車に対して、年間4800台を上限に、認可企業のローカルコンテントの使用率等に応じてIPIを最大30%減税。

(注)条件や優遇措置の詳細は、企業の活動状況(①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業)により異なる。

対応状況

- WTO物品理事会、TRIMS委員会等において、米国、EU、豪州とともに懸念表明したほか、2012年5月及び11月、経済産業大臣より、ブラジル開発商工大臣に対し、WTOルール抵触の可能性を指摘。また、日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会等において、我が国より継続的に懸念を表明(2012年11月、2013年10月、2014年9月)。
- 2013年12月、EUがWTOブラジルに対し、協議要請(自動車以外の分野を含む)を実施し、2014年10月パネル設置を要請し、同年12 月、パネル設置(我が国は、第三国参加)。 11

取組状況

2014年3月、WTO紛争解決手続に基づき本件パネルが設置され、現在、パネル審理中。

措置の概要

- 2011年7月、ウクライナ政府が乗用車に対するSG調査を開始。2012年4月、ウクライナ政府が調査結果報告書を提示(追加 税率は、排気量1000-1500cc:6.46%、排気量1500-2200cc:15.1%)し、ウクライナ貿易委員会がSG措置発動を決定(最終決定 の内容や措置開始時期は未公表)。
- 2013年3月、措置発動を公告。公告日(3月14日)から30日後に発効(3年間有効)。追加税率は、排気量1000-1500cc:6.46%、 排気量1500-2200cc:12.95%となり、日本からの輸出分だけで**年間約19.4億円**(推計)の追加関税が賦課される見込み。 同年4月14日、措置発動。
- ◆ ウクライナの輸入台数は2008年から2010年にかけて大幅に減少(2010年の日本からの輸入台数も2008年との比較で増加し ていない)しており、「輸入の増加」、「国内産業への重大な損害」、「輸入増加と国内産業の損害の因果関係」等のSG措置の 発動要件を満たさない可能性がある。

【ウクライナの乗用車輸入台数】

【ウクライナの乗用車販売台数】 (単位:千台) (単位:千台) 国内生産車 ■ 輸入車 - 輸入車シェア 400 80% 700 376 350 70% 600 65.5% 300 60% 500 295.5 250 50% 48.4% 400 200 40% 300 30% 150 106.7 200 20% 100 314.7 114.7 119.9 100 10% 50 61.3 60.5 49.6 0% 0 2008 2009 2010 2008 2009 2010 出所:ウクライナ自動車工業会、ウクライナ輸入車協会 出所:ウクライナ輸入車協会

経緯

- 2011年10月、2012年4月 WTO·SG委員会で問題提起
- 2012年6月、製造産業局長から経済発展・貿易大臣に 措置の中止を求めるレター発出
- 2013年3月、WTO·物品理事会において問題提起
- 2013年4月、SG協定に基づく協議を要請(EU、ロシア、 トルコ、韓国も同様に要請)

WTO・SG委員会で問題提起

- 2013年6月、経済産業副大臣が環境エネルギー大臣 に措置の撤回を要請
- 2013年7月、WTO·物品理事会において問題提起
- 2013年8月、外務大臣がウクライナ外務大臣に措置の 撤回を要請
- 2013年10月、ウクライナに対してWTO協議要請
- 2014年2月、WTOパネル設置要請
- 2014年3月、WTOパネルが設置される(現在審理中) 17

アルゼンチン:輸入制限措置

成果ポイント

¦ 2015年1月、日本、米国、EUの主張を全面的に認める内容の上級委最終報告書が公表。日本は ı、米国、EUとともに履行を働きかけていく。

措置の概要

- ◆ 2008年に発生した世界金融危機後に、アルゼンチンは輸入許可制度を導入(400品目(HSベース)を対象)。
- ◆ 2011年2月、対象品目を600品目に拡大。輸入許可発給には、100日以上を要するケースが多くあり、我が国企業の同国への輸出が遅延(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)。
- ◆ さらに、輸入事業者に対して、<u>輸出入均衡要求(1ドルの輸入の条件として、1ドルの輸出を求める措置であり明文の法令に基づかない口頭の指導を通じて実施)</u>及び事前輸入宣誓供述制度(輸入事業者に対して輸入手続着手前に輸入品目・数量・金額等の指定事項の申告と事前承認の取得を求める措置)を導入し、輸入を制限。
- ◆ アルゼンチンは2013年1月に輸入許可制度を撤廃したが、その他の措置(輸出入均衡要求及び事前輸入宣誓供述制度)は存続。

上級委及びパネル報告書の概要

■ 輸出入均衡要求について

口頭の指導によって実施されている明文のない措置であるが、政府発表文書や企業の提出した宣誓供述書等の各種証拠資料によれば、輸入の抑制や貿易赤字の削減を目的とするアルゼンチンの政策に基づいて輸出入均衡要求を課すという、組織的・継続的に適用される措置が存在することが認められる。輸出入均衡要求に応じることが輸入の条件となっている点及び明文がなく透明性や予測可能性に欠ける点で、輸入を制限する措置であり、GATT第11条1項に整合しない。

■ 事前輸入宣誓供述制度について

事前承認の取得が輸入の条件となっている点や、事前輸入宣誓供述制度に参加し承認プロセスを停止・遅延しうる行政当局の範囲やその裁量行使基準が不明確である点で、輸入を制限する措置であり、GATT第11条1項に整合しない。

- 2009年以降、WTO物品理事会・輸入ライセンス委員会における懸念表明、二国間ではハイレベルからの申入れを継続。
- 2012年5月、EUが、続いて同年8月、日・米・メキシコが、WTO協定に基づく協議を要請。
- 2012年12月、日·米·EUがパネル設置要請。2013年1月、パネル設置。
- 2014年8月、日・米・EUの主張を全面的に認めるパネル最終報告書が公表。
- 2014年9月、アルゼンチンが上訴。10月、日・EUが反上訴。
- 2015年1月、上級委最終報告書が公表され、パネル最終報告書を支持し、アルゼンチンの輸入制限措置(輸出入均衡要求及び事前 輸入宣誓供述制度)について、いずれもGATT11条1項(数量制限の一般的廃止)に整合しないとした。

米国:ゼロイング

成果ポイント

- よ 2012年2月、日米間で覚書に合意。米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。
- ト 2014年3月、米国は、日本製ボール・ベアリングに対するアンチ・ダンピング(AD)課税を廃止。

措置の概要

- ◆ 米国は、「ゼロイング」という不当な計算方法で外国企業のダンピング輸出を認定し、AD税を課税。
- ◆ 日本のベアリング業界は、1989年よりゼロイングに基づく不当なAD税が課せられていた。これにより、年間対 米輸出約116億円について、AD税を年間10億円過剰支払い。

経緯

- 1. これまでの経緯
- 2004年11月、米国に対してWTO協議要請
- 2007年1月、上級委員会は<u>ゼロイングがWTO協定違反であると認定</u>し、米国に対しゼロイング廃止を勧告
- 2009年8月、上級委員会は、米国がWTO勧告の履行期限後も勧告を履行していないと決定
- 2012年2月、日米間で紛争解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省 規則を改正

2. 今後の課題

米国は、近年、AD協定第2.4.2条後段のいわゆるターゲット・ダンピングの規定においては、ゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき本規定を積極的に適用しており、ターゲットダンピングが上記ゼロイング方式を代替するおそれがある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対するAD措置をWTO紛争解決手続に付託している(米国-韓国製大型住居用洗濯機AD(DS464)及び米国-中国製品AD(DS471))。我が国は、これらの案件に第三国として参加しているほか、引き続き日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

新規特集記事①:関税評価にかかる近時の問題点

- ▶ 関税評価とは、関税の課税価格である、物品が輸入される際の取引価格を評価する手続。
- ▶ 多数の取引当事者が複層的に関与するグローバル・バリュー・チェーン間取引や、権利のライセンスを伴う物品の取引など、複雑な新しい形態の国際取引が増加するなか、関税評価における取引価格の公平・客観的な査定の困難さも増している。
- ➤ 本コラムは、<u>日本企業が国際経済ルール(WTO、WCO)に整合しない不当な関税評価を受けた場合</u>に、問題を分析し是正を求めるための一助となることを目的として、以下を説明・紹介するもの。
 - 国際経済協定上の関税評価のルールの概要
 - ・ <u>近年起きている問題類型(①取引価格の不合理な拒絶、②ロイヤリティ等の取扱い及び③販売権料・販売促進費用等の取扱い)並びにそれらの類型に関する国際経済ルールに基づいた法的分析</u>
 - ・ <u>日本国政府を通してとりうる対応策</u>:①二国間交渉(税関間の技術協力等)、②多数国間交渉(WCOの関税 税評価に関する技術委員会における問題提起等)、③WTO紛争解決手続

新規特集記事②:中国レアアース問題とWTOルール

- ▶ 2015年8月、中国によるレアアース、タングステン、モリブデンに関する輸出制限措置(輸出税の賦課・輸出 数量制限)について、日・米・欧の主張を全面的に認め、中国の措置はWTO協定に違反するとの上級委 員会報告書が公表された。
- ▶ 本件は、近年一部の資源国の間で広がりが見られる資源に関する輸出制限措置や保護主義的な動きについて、上級委がWTO協定整合性に関する重要な判断を示した例であるとともに、資源国と輸入国間の紛争を、政治化させることなく、WTO紛争解決手続を活用して国際ルールに基づいて解決した例としても大きな意義を有する。
- 本コラムは、上級委で示されたルールの内容・意義に加え、本件の背景にある中国の資源政策や措置の 経済的・社会的影響についても解説する。

新規特集記事③:補助金協定における政策目的の考慮可能性

- ▶ WTO補助金協定上、補助金の「政策目的」の考慮を求める規定は存在しないが、この点について、以下の2つの視点から検討が必要になっている。
 - (1)(経済合理性があるのに規制される補助金)補助金協定では貿易に影響を及ぼす補助金が規制されるが、補助金は各国の公共政策目的を実現する手段の一つとして供与されるものであり、貿易効果を理由に直ちに禁止されるような規律は適切ではないのではないか。
 - (2)(経済合理性がないのに十分規制されない補助金)国内生産者に対する生産補助金は内国民待遇義務の例外(GATT第3条第8項(b))とされているが、環境保護など政策目的によっては生産補助金という手段が合理的とは限らず、単に国内生産者に対して直接付与されているというだけで、内国民待遇義務違反を免れ補助金協定上も許容されてよいのか。
- ▶ 上記(1)(2)の視点について、研究開発補助金と環境補助金の事例を取り上げて具体的に議論。あるべき補助金規律の解釈論の方向性を探ることを問題提起。

新規特集記事④:鉄鋼業界等における過剰生産能力問題

- ▶ 世界経済の成長速度が鈍化する中、幾つかの主要産業で、新興国を中心に、経済性を考慮しない形で、生産能力の増強が進んだ結果、深刻な過剰供給状態が発生。これによる市況の低迷、収益の悪化が、世界各地で通商摩擦を頻発化させている。
- ▶ 本コラムでは、過剰能力問題に直面する産業の代表例である鉄鋼について、現状と問題点を概観しつつ、 これまでの取組や議論を紹介。今後、他産業でも生じうる問題として、対応の重要性を喚起する。
 - ・鉄鋼の過剰生産能力の状況 (需給ギャップの拡大/アジアを中心とした生産能力の急増)
 - 過剰生産の影響 (貿易救済措置の発動増加)
 - ・国際ルール上の問題・取組 (鉄鋼AD/SG措置等のWTO整合性、過剰能力問題の背景にある政府支援抑制に向けたOECDの取組) 16